奨学生募集要項（2021年度）

No.　726

C　直接応募

希望者は提出期限までに書類を財団に直接提出すること。

奨学団体名 （奨学金名称）	**有田市奨学金返還支援助成金**		
2021 募集人数	—		
募集学年	**学部生** **修士（博士前期）課程** **博士（博士後期）課程** **専門職学位課程**		
募集学部・研究科 研究分野等	**全学部・研究科**		
財団締切時期	**2022年1月11日（火）**		
給付	**上限12万円（奨学金返済額の1/2）** **上限20万円（有田市内事業所へ3年継続して就業・起業した場合）**	貸与	**無**
授業料相当額支給	**無**		
（採用時）一時金	**無**		
併給	**併給可**	年齢制限	**満30歳未満**
就労制限	**無**	出身地 制限	**無**
その他応募条件	**・有田市内で就業または起業している者（ただし、公務員・公共法人は対象外）** **・大学等で日本学生支援機構貸与型奨学金・又はその他の貸与型奨学金を受けていた者** **・令和3年4月1日以後に奨学金を返還し始めた者** **・奨学金を返還する費用の一部を、29歳になる年度まで毎年支援** **・申請書類はHPからダウンロードすること**		

＃有田市二人の未来応援 パッケージ
Marry you -結婚するなら、有田市で-

有田市に住み、働きながら奨学金を返還する若い世代を応援！！

有田市奨学金返還支援助成金

年間上限 12万円！

さらに、市内で３年継続して就業・起業すると

年間上限 20万円！

助成対象

次の要件をすべて満たす方

- 大学等に進学時、奨学金の貸与を受けている方
  （日本学生支援機構第一種及び第二種奨学金など）
- 有田市内に定住している満３０歳未満の方
- 就業または起業している方
  （農業・漁業従事者も含みます）
- 令和３年４月１日以後に奨学金を返還し始めた方が対象

認定申請期限

令和４年１月１１日（火）必着

お問合せ 申請先

経営管理部　経営企画課　まちづくり係
〒649-0392　和歌山県有田市箕島５０番地
☎：０７３７－２２－３７３１
✉：keieikikaku@city.arida.lg.jp

Marry you -結婚するなら、有田市で-

有田市は、まちの希望を担う若い世帯に積極的な支援を展開します

有田市奨学金返還支援助成金の交付手続き

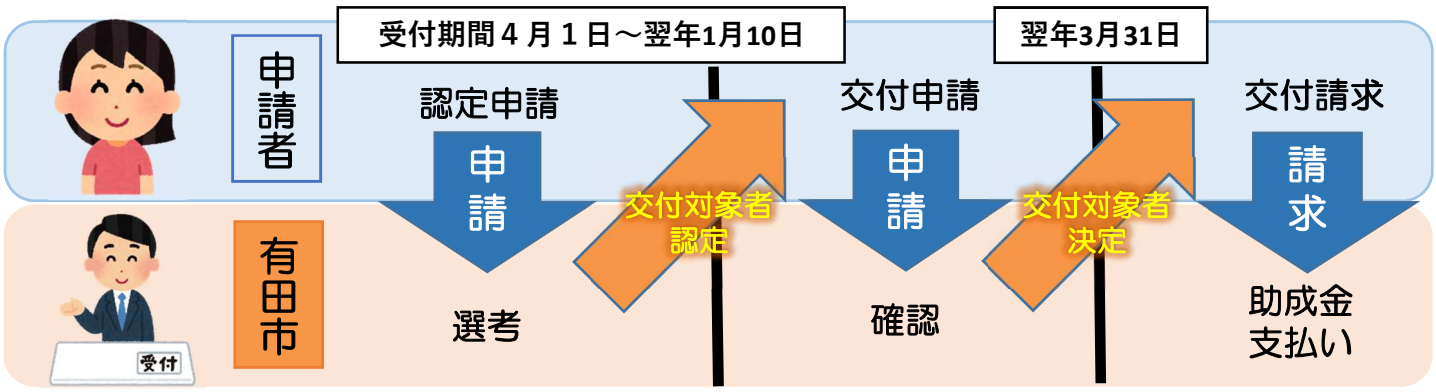

助成対象奨学金	・日本学生支援機構の貸与型奨学金 ・和歌山県修学奨励金　　・その他貸与型奨学金
助成対象者	・大学等に進学時、貸与型の奨学金を受けており、認定申請時に属する年度末日時点において満30歳未満の方 ・有田市内に定住し、就業または起業している方 ・個人で農業又は漁業を営む方又はその事業専従者 ※ただし、公務員、独立行政法人等の公共法人は対象外
助成対象期間	・助成金を受けようとする会計年度の前年度の１月から当該年度の12月までの間のうちで就業又は起業していた期間
助成額	・上述の対象期間における奨学金の返還額の　１／２（上限12万円） ・市内で３年継続して就業・起業の場合　　10／10（上限20万円）
認定申請提出書類 （期限：１月初旬ころ）	・認定申請書 ・大学等が発行する在学又は卒業を証明する書類 ・奨学金の借入額及び返済予定額が確認できる書類 ・住民票の写し ・勤務先、就労状況等を証する書類
交付申請提出書類 （期限：3月下旬ころ）	・奨学金の返還済額を証する書類の写し ・本市の市税を滞納していないことを証明する書類

※詳細は市ホームページをご覧ください

よくあるご質問

Q1. 正規雇用でない場合も対象となりますか？
A1. 会計年度任用職員、パート・アルバイトの方も対象となります。ただし、雇用条件や契約期間の更新について明記されていることが必要です。

Q2. 現在、有田市民でなくても申請できますか？
A2. 申請時、有田市民でなくても、該当年度内に転入予定であれば申請可能です。その場合、転入した日から返還する額が対象となります。

Q3. 上限の上増し要件について、令和３年９月就職した場合は、いつから上増しとなる？
A3. 令和６年９月から上増しとなります。ただし、令和６年１月～8月は１／２、9月～１２月が10／10の助成となります。

Q4. 市内在住で、市外へ勤務となった場合は？
A4. 市内からの通勤であれば、助成対象です。ただし、３年以上勤めても返還割合は変わりません。また、有田市から転出した場合は、助成対象外となります。

奨学金返還支援助成事業

ページID1003401　更新日 令和3年5月10日

有田市奨学金返還支援助成制度を創設

有田市内で奨学金の返還をしながら働く若者の経済的負担を軽減することにより、市内への定住を促すことを目的に、奨学金の返還者に対し、返還額の一部を補助します！

助成対象奨学金

- 日本学生支援機構の貸与型奨学金
- 和歌山県修学奨励金
- その他貸与型奨学金

助成対象者

次の1~7の条件をすべて満たし、8~10のいずれかの条件に該当する場合、申請することが出来ます。

1. 大学等に進学し、在学期間中に前条に規定する奨学金の貸与を受けた方
2. 大学等に進学した方で、認定申請期日までに申請を行う日の属する年度の末日時点において満30歳未満の方
3. 有田市に定住している方
4. 有田市の市税の納付及び奨学金の返還を滞納していない方
5. 令和3年4月1日以後に奨学金の返還を始めた方
6. 奨学金の返還に関し他制度による助成等を受けていない方
7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係していない方
8. 就業している方
9. 起業している方
10. 個人で農業又は漁業を営む方又はその事業専従者（所得税法第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）

（注）次のいずれかに該当する方は、対象外です。

- 国家公務員又は地方公務員として雇用されている方（臨時的任用職員及び会計年度任用職員等（正職員の給料表の適用を受ける者を除く。）を除く。）
- 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等に正規に雇用されている方

助成対象期間

助成金を受けようとする会計年度の前年度の1月から当該年度の12月までの間のうちで就業又は起業していた期間

助成額

- 上述の対象期間における奨学金の返還額の50%（上限12万円）
- 市内で3年継続して就業・起業の場合　100%（上限20万円）

※なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

助成金の交付手続き

申請の手続き

交付を受けるためには、まず交付対象者認定を受けてから、交付申請を行います。

申請先：有田市役所本庁4階　有田市経営管理部経営企画課

1．交付対象者認定申請

申請期間：令和3年4月1日~令和4年1月11日（火曜）までの間に、申請してください。

郵送の場合は、令和4年1月11日（火曜）必着

必要書類一覧

下記書類を認定申請期日までにご提出ください。

様式第1号_認定申請書

《添付書類》

1. 大学等が発行する在学又は卒業を証明する書類
2. 奨学金の借入額及び返済予定額が確認できる書類
3. 住民票の写し
4. 勤務先、就労状況等を証する書類
5. その他市長が特に必要と認める書類

様式第1号_認定申請書 （PDF 56.5KB）

様式第1号_認定申請書 （Word 17.9KB）

2. 交付申請

申請期間：1の交付対象者認定を受けてから、当該年度の3月末までに、申請してください。

必要書類一覧

認定通知書を受理後、下記書類を交付申請期日までに、申請してください。

様式第7号_交付申請書

《添付書類》

1. 奨学金の返還済額を証する書類の写し
2. 有田市の市税を滞納していないことを証明する書類
3. その他市長が特に必要と認める書類

様式7号_交付申請書 （PDF 41.8KB）

様式7号_交付申請書 （Word 18.6KB）

要綱

有田市奨学金返還支援助成金交付要綱 （PDF 93.7KB）

令和3年度有田市奨学金返還支援助成事業チラシ （PDF 1.6MB）

＃有田市二人の未来応援パッケージ

Marry You

［マリー・ユー］

-結婚するなら有田市で-

関連情報

有田市二人の未来応援パッケージ　- Marry You -

このページに関するお問い合わせ

経営管理部 経営企画課

〒649-0392　和歌山県有田市箕島50

電話：0737-22-3731（まちづくり係）

電話：0737-22-3736（財政係）

ファクス：0737-82-1725

経営管理部 経営企画課へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。